

# 岩手県土壤汚染対策指針

## 第1 目 的

この指針は、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（平成13年条例71号。以下「条例」という。）第68条に定める土壤の汚染状態の測定、条例第69条に定める工場等の廃止・除却時の措置及び条例第71条に定める土壤又は地下水の汚染に係る必要な措置について、その実施方法を示すことにより、条例の円滑な施行を図ることを目的とする。

## 第2 土壤汚染状態の測定の実施方法

### 1 土壤汚染状態測定の実施

条例第68条の規定による土壤の汚染状態の測定及び条例第69条の規定による工場等敷地内の土壤の汚染状態の測定（以下「土壤汚染状態測定」という。）に関する県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則（平成13年規則第140号。以下「条例施行規則」という。）第33条第1項第3号に規定する事項については、次の方法等により実施するものとする。

なお、条例第69条の規定による土壤汚染状態の測定の義務が生じている土地が、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第3条に規定する土壤汚染状況調査の対象となる場合は、法に基づく調査の実施（法第3条ただし書に定める調査義務の猶予を含む。）を優先する。

#### （1）調査実施地点の選定

土壤汚染状態測定の実施地点（以下「調査実施地点」という。）は、敷地内の健康有害物質を取り扱う場所を中心として、当該物質の地下浸透の可能性が最も高い場所で測定するものとする。なお、調査実施地点の選定に当たっては、次に掲げる事項を考慮して適切に行うこと。

- ア 過去の健康有害物質取扱施設の設置状況
- イ 健康有害物質の取扱い、排出及び保管の状況
- ウ 健康有害物質に係る事故の状況
- エ 過去に実施した土壤の汚染状況に係る調査の結果
- オ その他健康有害物質による汚染の可能性に係る情報

#### （2）土壤ガス調査

条例施行規則 第33条第1項第2号に定める測定方法により、(1)で選定した調査

実施地点において測定を実施すること（ただし、条例第 69 条に基づく測定を実施する場合には、(1)で選定した調査実施地点を中心として数地点とすること）。

なお、調査実施地点での試料の採取が著しく困難な場合は、試料の採取が可能であって調査実施地点に最も近い地点を試料採取地点とすること。検知管式ガス測定器による測定方法により土壌ガスを測定し、健康有害物質が検出された場合には改めて(3)の方法により測定すること。

### **(3) 土壌溶出量調査（揮発性有機化合物）（条例施行規則 第 6 条第 9 号から 第 18 号まで、第 22 号、第 27 号及び第 28 号に掲げるものによる土壌の汚染状態の測定）**

#### **ア 土壌の採取**

(2)の測定において健康有害物質が検出された場合には、条例施行規則 第 33 条第 1 項第 2 号の規定に基づき実施する土壌溶出量調査においては、次に掲げるとおりとすること。

- ① 試料の採取を行う地点（以下「試料採取地点」という。）は、(1)で選定した調査実施地点を中心として数地点とすること。なお、調査実施地点での試料の採取が著しく困難な場合は、試料の採取が可能であって調査実施地点に最も近い地点を試料採取地点とすること。
- ② ①で定めた試料採取地点において、表層の土壌（地表から深さ5センチメートルまでの土壌をいう。以下同じ。）、深さ5センチメートルから 50 センチメートルまでの土壌及び深さ1メートルから 10 メートルまでの1メートルごとの土壌（深さ 10 メートル以内に帯水層の底面がある場合にあっては、当該底面より深い位置にあるものを除く。）を採取すること。

#### **イ 測定方法**

アにより採取されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する健康有害物質の量を、条例施行規則 第 33 条第 1 項第 1 号（同規則別表第 16）に定める方法により測定すること。

### **(4) 土壌溶出量調査（重金属その他の物質）（条例施行規則 第 6 条第 1 号から 第 8 号まで、第 19 号から 第 21 号まで及び第 23 号から 第 25 号までに掲げるものによる土壌の汚染状態の測定）**

#### **ア 土壌の採取**

条例施行規則 第 33 条第 1 項第 1 号による土壌の汚染状態の測定は、次に掲げるとおりとすること。

なお、条例施行規則第 6 条第 26 号に定めるアンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物については、条例施行規則第 33 条第 2 項に基づく地下水の汚染状態の測定を行うこと。

- ① 試料採取地点は、(1)で選定した調査実施地点及び調査実施地点から四方位に5メートルから 10メートルまで離れた各地点とすること。なお、これらの地点のうち、試料の採取が著しく困難な地点があった場合は、試料の採取が可能であって当該地点に最も近い地点を試料採取地点とすること。
- ② ①で定めた各試料採取地点において、表層の土壌及び深さ5センチメートルから 50 センチメートルまでの土壌を採取すること。
- ③ ②により採取された表層の土壌 及び 深さ5センチメートルから 50 センチメートルまでの土壌とを同じ重量混合すること。
- ④ ③により混合された各試料採取地点の土壌を、それぞれ同じ重量混合すること。

## イ 測定方法

アにより混合された土壌に水を加えた検液に溶出する健康有害物質の量を、条例施行規則 第 33 条第 1 項第 1 号（同規則別表第 16）に定める方法により測定すること。

## 2 土壌汚染状態測定の実施機関

土壌汚染状態測定は、法第 3 条第 1 項に規定する環境大臣 又は知事 が指定する者に行わせることが望ましい。

## 3 法第 3 条第 1 項に基づく土壌汚染状況調査を行った場合の調査結果の活用

法第3 条第 1 項に規定する土壌汚染状況調査又はそれと同等以上の調査を実施した場合には、当該土壌調査の結果を条例に基づく土壌汚染状態測定の結果とすることができるものとする。

## 第 3 汚染を除去するために必要な措置の実施方法

条例第 71 条の規定による必要な措置については、以下のとおり実施するものとする。

### 1 土壌汚染の 詳細な調査

土壌 又は地下水の 汚染状態測定の結果、基準超過が確認され、健康有害物質取扱施設を設置する工場又は事業場の敷地において、健康有害物質又はこれを含む地下への浸

透があったことに起因して、条例施行規則別表第 16に定める基準値を超える健康有害物質を含む土壌（以下「基準不適合土壌」という。）が存在する可能性がある場合は、当該 汚染の範囲や程度を明らかにするための詳細な調査及び測定を次により実施すること。

### **（１）詳細な調査の実施**

法第3条第1項に規定する環境省令で定める方法により調査すること。

### **（２）詳細な調査の実施機関**

調査は、法第3条第1項に規定する環境大臣 又は知事 が指定する者に行わせること。

## **2 汚染の拡散防止措置**

### **（１）汚染の拡散防止 措置を講ずる 区域**

詳細な調査 により把握し整理した土地の汚染の状況に基づき、汚染の拡散防止措置を講ずる 区域を設定すること。

### **（２）汚染の拡散防止 措置の方法**

次の ア又はイにより汚染の拡散防止の方法を選定し、実施すること。また、土地の汚染の状況に応じて、汚染の拡散防止を行う区域からの 基準不適合 土壌又は健康有害物質の飛散、揮散又は流出の防止のための応急的な対策（シート等による基準不適合土壌の被覆等）を、事前に 講ずる こと。

#### ア 地下水汚染が生じていない場合

当該土壌汚染に起因する地下水汚染が生じていないときは、地下水の水質の測定を実施すること。

#### イ 地下水汚染が生じている場合

当該土壌汚染に起因する地下水汚染が生じているときは、健康有害物質の種類及び土壌汚染が第二溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「法施行規則」という。）第 9 条第 1 項第 2 号及び別表第 3）に適合するものであるかどうかによって、次表により実施方法を選定すること。

なお、次表に掲げる汚染の拡散防止措置については、法施行規則別表第 8 及び「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（環境省水・大気環境局 土壌環境課）」に準拠すること。

	揮発性有機化合物		重金属等		農薬等	
	条例施行規則 第 6 条第 9 号から第 18 号 まで、第 22 号、第 27 号及び第 28 号 に掲げる物質		条例施行規則 第 6 条第 1 号、第 2 号、第 4 号から第 7 号 まで及び 第 23 号から第 25 号 までに掲げる物質		条例施行規則 第 6 条第 3 号、第 8 号 及び 第 19 号から第 21 号 までに掲げる物質	
第二溶出基準 適合 or 不適合	適合	不適合	適合	不適合	適合	不適合
汚染拡散防止措置						
地下水の水質の測定	○ <sup>※</sup>	×	○ <sup>※</sup>	×	○ <sup>※</sup>	×
原位置封じ込め	○	△	○	△	○	×
遮水工封じ込め	○	△	○	△	○	×
遮断工封じ込め	×	×	○	○	○	○
不溶化	×	×	○	×	×	×
土壌汚染の除去	○	○	○	○	○	○
地下水汚染の拡大の防止	○	○	○	○	○	○

※：土壌の特定有害物質による汚染状態が目標土壌溶出量以下であり、地下水の汚染状態が目標地下水濃度以下である場合に限る。

△：基準不適合土壌を第二溶出基準に適合させた上で、原位置封じ込め又は遮水工封じ込めを行うことが必要

### (3) 基準不適合土壌の搬出方法及び進捗管理方法

基準不適合土壌の処理に当たり、当該土壌を敷地外に搬出するときは、法第 17 条に規定する運搬に関する基準を遵守すること。また、その処理を他人に委託する際は、法第 18 条の規定に準拠し、汚染土壌処理業者に委託することが望ましい。

なお、基準不適合土壌を敷地外に搬出する者は、当該基準不適合土壌運搬又は処理を他人に委託する場合には、法第 20 条の規定に準拠し、その基準不適合土壌の引渡しと同時に当該基準不適合土壌の運搬を受託した者（当該委託が基準不適合土壌の処理のみに係るものである場合にあっては、その処理を受託した者）に対し、管理票を交付し、当該運搬又は処理が終了したことを当該管理票の写しにより確認することが望ましい。

### (4) 汚染の拡散防止措置の開始及び終了の時期

汚染の拡散防止措置の開始及び終了の時期を明らかにするとともに、周辺住民に対して周知するため、主要な工事の内容や実施時期を現場付近に明示すること。

### (5) 汚染の拡散防止措置の期間中の環境保全対策

汚染の拡散防止措置の実施期間中は、周辺環境に支障を及ぼすことがないように、必

要に応じて次に掲げる環境保全上の対策を 講ずる ことが望ましい。

ア 基準不適合土壌又は健康有害物質の飛散、揮散又は流出を防止する措置が適正に講じられていることを監視し、必要な措置を 講ずる こと。

イ 地下水の揚水等により地盤沈下又は周辺の井戸への影響が発生しないよう監視し、必要な措置を 講ずる こと。

ウ 工事等に伴う騒音、振動及び悪臭の発生防止について配慮するとともに、必要な設備を設置すること。

エ 基準不適合土壌の搬出等に係る車両の出入りについては、周辺 環境 に配慮するとともに、必要な設備を設置すること。

#### 第4 地下水・土壌汚染に係る県民への情報提供

条例第68条及び第69条に基づき本指針第 2の1(3)又は(4)の調査 を実施した結果、条例施行規則別表第16 に定める基準に適合しない値を検出した場合には、「地下水・土壌汚染に係る情報提供指針（平成17年4月1日施行）」に定める公表の基準に従い公表について判断するものとする。

##### 附則

この指針は、平成18年4月1日から施行する。

##### 附則

この指針は、平成31年4月1日から施行する。